

## 茨木市次世代育成支援行動計画における目標事業量の一部変更について

### 1 目標事業量を変更する事業

- ・ 通常保育事業
- ・ 延長保育事業

### 2 目標事業量を変更する理由

- ・ 保育所新設
- ・ 延長保育ニーズへの対応

### 3 目標事業量の変更

事業名	事業内容	計画策定時 (平成16年度)	現在の目標値 (平成21年度)			変更後の目標値 (平成21年度)
通常保育事業 (夜間保育事業を含む)	通常保育事業とは、日々保護者の委託を受けて、一定の基準に従い、保育に欠けると認められる児童を対象に、通常の開所時間(原則1日11時間)の中で行う保育事業のことです。 夜間保育事業とは、夜間の保育需要に対応するため、午前11時から午後10時までの概ね11時間の開所時間の中で行う事業のことです。	33か所	定員 3,909人	⇒	⇒	定員 3,969人
		定員 3,419人				
延長保育事業	保育所の、通常の開所時間(1日11時間)を超えて行う保育事業のことです。	後1時間延長 7か所 定員 661人	後1時間延長 14か所	⇒	⇒	後1時間延長 14か所
		後2時間延長 2か所 定員 142人	後2時間延長 3か所			後2時間延長 4か所
		後3時間延長 0か所 定員 0人	後3時間延長 1か所			後3時間延長 1か所